

医薬品医療機器制度部会の設置について

1. 設置の主旨

厚生科学審議会令第 6 条の規定に基づき厚生科学審議会の下に医薬品医療機器制度部会を設置するものである。

※これまで、医薬関係の制度改正については、医薬品販売制度改正検討部会（平成 16 年 5 月～平成 17 年 12 月）、医薬品等制度改正検討部会（平成 23 年 3 月～平成 24 年 1 月）などにおいて、議論が行われてきた。

2. 部会の検討事項

医薬品、医療機器等施策に関する重要事項を処理すること（薬事・食品衛生審議会の所掌に属するものを除く。）。

3. 部会の構成

医学、薬学、法律学の専門家、製薬業界・医療機器業界の関係者、患者代表等を委員として参集する（おおむね 20 名程度の委員を予定）。